



2023年11月30日

各 位

会 社 名 株式会社セブン&アイ・ホールディングス
代表者名 代表取締役社長 井阪 隆一
(コード番号 3382 東証プライム市場)
問合せ先 取締役 常務執行役員 丸山 好道
(TEL. 03-6238-3000)

当社および当社子会社の取締役等に対する株式報酬制度の継続に係る

信託金の追加拠出に関するお知らせ

当社は、2019年度に、当社の取締役および執行役員（社外取締役を除く。）ならびに当社が定める子会社（以下「対象子会社」という。）の取締役および執行役員（社外取締役を除く。）（当社および対象子会社の取締役および執行役員（社外取締役を除く。）を併せて、以下「対象取締役等」という。）を対象とした株式報酬制度である「役員報酬 BIP 信託」（以下「BIP 信託」という。）および「株式付与 ESOP 信託」（以下「ESOP 信託」といい、BIP 信託とあわせて「本業績連動型株式報酬制度」という。）を導入しておりますが、2023年7月に本業績連動型株式報酬制度を継続する旨、決定いたしました。

今般、2023年11月30日開催の取締役会において、本業績連動型株式報酬制度の継続に係る信託金の追加拠出を決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本業績連動型株式報酬制度の継続および信託金の追加拠出について

- (1) 当社は、対象取締役等の報酬等について業績および株価との連動性をより明確にし、中長期的な企業価値向上への貢献意欲を高め、株主の皆様と利害共有を図ることを目的に、本業績連動型株式報酬制度を継続いたします。
- (2) 本業績連動型株式報酬制度は、対象取締役等に対するインセンティブプランであり、役位および業績目標の達成度等に応じて対象取締役等に本業績連動型株式報酬制度により取得した当社株式およびその換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）を交付および給付（以下「交付等」という。）するものです。
- (3) 本業績連動型株式報酬制度の継続にあたって、当社が既に設定している BIP 信託および ESOP 信託（以下総称して「本信託」という。）の信託期間を延長しておりますが、信託期間の延長に伴い、信託金を上限額の範囲内で追加拠出し、延長後の対象期間中に交付されることが見込まれる当社株式を株式市場から取得することといたします。なお、信託期間の延長後も、本業績連動型株式報酬制度の現行制度の内容を基本的に維持しております。

2. 本業績連動型株式報酬制度の内容

I. BIP 信託の内容

(1) BIP 信託の概要

毎事業年度の役員および業績目標の達成度等に応じた当社株式等について、受益者要件を満たす対象取締役等（雇用関係にある執行役員の地位のみを有する者を除く。以下「BIP 信託対象者」という。）に交付等を行う制度です。

延長後の BIP 信託の対象期間は、3 年（2024 年 2 月 29 日で終了する事業年度から 2026 年 2 月 28 日で終了する事業年度までの 3 事業年度）（以下、本 I.において、「対象期間」という。）です。なお、下記（2）②の BIP 信託の継続を行う場合は、以降の 3 事業年度を新たな対象期間といたします。

(2) 信託期間

①延長後の信託期間

2023 年 8 月 1 日から 2026 年 7 月 31 日（予定）までの約 3 年間です。

②BIP 信託の継続

信託期間の満了時において、信託契約の変更および追加信託を行うことにより BIP 信託を継続することがあります。その場合、信託期間を更に 3 年間延長し、当社は延長された信託期間ごとに、株主総会の承認決議を得た信託金の上限額の範囲内で信託金の追加拠出を行い、引き続き延長された信託期間中、BIP 信託対象者に対するポイントの付与および当社株式等の交付等を継続します。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社の取締役（社外取締役を除く。以下本 I.において同じ。）にかかる当社株式（当社の取締役である BIP 信託対象者に付与されたポイントに相当する当社株式で交付等が未了であるものを除きます。）および金銭（以下、本 I.において、「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、株主総会で承認決議を得た信託金の上限額の範囲内とします。

③BIP 信託終了時の取扱い

BIP 信託を継続せず、信託期間の満了時に BIP 信託を終了するに際し、受益者要件を満たす可能性のある BIP 信託対象者が在任している場合には、それ以降、BIP 信託対象者に対するポイントの付与は行われませんが、当該 BIP 信託対象者が退任し、当該 BIP 信託対象者に対する当社株式等の交付等が完了するまで、BIP 信託の信託期間を延長させることがあります。

(3) BIP 信託対象者に交付等が行われる当社株式等

BIP 信託対象者には、信託期間中の毎年一定の時期にポイントが付与されます。付与されるポイント数は、役員に基づく基準ポイントに、毎事業年度における業績目標値の達成度に基づく業績連動係数^(※1)を乗じて算定します。

BIP 信託対象者の退任時（当該対象者が死亡した場合は死亡時）に、ポイントの累積値（以下、本 I.において、「累積ポイント数」という。）に応じて当社株式等の交付等が行われます。なお、1 ポイントあたりの株式数は、当社普通株式 1 株とします^(※2)。

(※1) 業績連動係数は、業績目標の達成度等に応じて役員毎に 0~200%の範囲で変動します。業績目標の達成度等を評価する指標は、連結 ROE、連結 EPS、CO₂排出量、従業員エンゲージメント等とします。

(※2) 当社株式について信託期間中に株式分割・株式併合等が生じた場合には、当社株式の分割比率・併合比率等に応じて、1 ポイントあたりの当社株式数を調整します。

(4) 当社株式等の交付等の方法

受益者要件を満たした BIP 信託対象者は、累積ポイント数の一定の割合に相当する当社株

式（単元未満株式については切り上げ）の交付を受け、残りの株式交付ポイント数に相当する当社株式については、BIP 信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

※ 信託期間中に受益者要件を満たす BIP 信託対象者が死亡した場合には、当該時点における株式交付ポイント数に相当する当社株式について、その全てを BIP 信託内で換価した上で、当該 BIP 信託対象者の相続人がその換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

(5) BIP 信託に拠出される信託金の上限額

対象期間（3 事業年度）における BIP 信託対象者への報酬等として、当社は 1,200 百万円、対象子会社は 2,400 百万円を上限とする金員を拠出します。

信託金には、BIP 信託による株式取得資金のほか信託報酬および信託費用が含まれます。

(6) BIP 信託対象者に付与されるポイントの上限数

BIP 信託から上記（3）により BIP 信託対象者に付与されるポイントの数の上限は、1 事業年度あたり当社は 80,000 ポイント、対象子会社は 160,000 ポイントとします。そのため、BIP 信託が取得する当社株式の総数は、対象期間（3 年間）については 1 事業年度あたりの付与ポイント数の上限に延長後の信託期間の年数 3 を乗じた数に相当する株式数（信託期間ごとに当社は 240,000 株、対象子会社は 480,000 株）が上限となります^(※3)。

(※3) 当社は、2023 年 11 月 30 日開催の取締役会において、2024 年 2 月 29 日を基準日、2024 年 3 月 1 日を効力発生日として、当社普通株式 1 株につき 3 株の割合をもって株式分割を行うことを決議いたしました。上記に記載のポイントおよび株式数の上限数は、当該株式分割の効力発生日において、1 事業年度あたり当社は 240,000 ポイント、対象子会社は 480,000 ポイントと読み替え、BIP 信託が取得する当社株式の総数は、信託期間ごとに当社は 720,000 株、対象子会社は 1,440,000 株と読み替えるものとします。

(7) BIP 信託による当社株式の取得方法

BIP 信託による当社株式の取得は、上記（5）の株式取得資金および（6）の交付等株式数の上限の範囲内で、株式市場からの取得を予定しています。

なお、延長後の信託期間の満了時において、信託契約の変更および追加信託を行うことにより、再度本信託を継続する場合には、株式の追加取得を行う際、当社（新株発行または自己株式処分）から取得する可能性があります。

(8) BIP 信託内の当社株式に関する議決権

BIP 信託内の当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権は行使しないものとします。

(9) BIP 信託内の当社株式にかかる配当金の取扱い

BIP 信託内の当社株式にかかる配当は、BIP 信託が受領し、BIP 信託の信託報酬および信託費用に充当されます。

(10) 信託期間満了時の残余株式および配当金の残余の取扱い

信託期間の満了時に生じた残余株式は、本業績連動型株式報酬制度またはこれと同種の株式報酬制度として BIP 信託を継続する場合には、BIP 信託対象者に対する交付の対象になります。信託期間の満了により BIP 信託を終了する場合には、株主への還元策として、BIP 信託は当社に当該残余株式を無償譲渡し、当社はこれを取締役会決議により消却する予定です。

また、信託期間の満了時に生じた BIP 信託内の当社株式に係る配当金の残余は、BIP 信託を継続する場合には株式取得資金として活用されますが、信託期間の満了により BIP 信託を終了する場合には、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で当社に帰属し、

信託費用準備金を超過する部分については、当社および BIP 信託対象者と利害関係のない団体への寄附を行う予定です。

(ご参考)

【信託契約の内容】

- | | |
|-------------|--|
| ① 信託の種類 | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託） |
| ② 信託の目的 | BIP 信託対象者に対するインセンティブの付与 |
| ③ 委託者 | 当社 |
| ④ 受託者 | 三菱UFJ信託銀行株式会社
（共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社） |
| ⑤ 受益者 | BIP 信託対象者のうち受益者要件を満たした者 |
| ⑥ 信託管理人 | 当社と利害関係のない第三者（公認会計士） |
| ⑦ 信託契約日 | 2019年7月9日（2023年7月19日に信託期間の延長に関する覚書を締結） |
| ⑧ 延長後の信託の期間 | 2023年8月1日～2026年7月末 |
| ⑨ 議決権行使 | 行使しない |
| ⑩ 取得株式の種類 | 当社普通株式 |
| ⑪ 追加信託金の金額 | 1,313百万円（予定）（信託報酬・信託費用を含みます。） |
| ⑫ 株式の取得時期 | 2023年12月6日（予定）～2024年1月5日（予定） |
| ⑬ 株式の取得方法 | 株式市場から取得 |
| ⑭ 帰属権利者 | 当社 |
| ⑮ 残余財産 | 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。 |

II. ESOP 信託の内容

(1) ESOP 信託の概要

毎事業年度の役員および業績目標の達成度等に応じた当社株式等について、受益者要件を満たす当社および対象子会社と雇用契約関係にある執行役員（取締役を兼務する者を除く。以下「ESOP 信託対象者」という。）に交付等を行う制度です。

延長後の ESOP 信託の対象期間は、3 年（2024 年 2 月 29 日で終了する事業年度から 2026 年 2 月 28 日で終了する事業年度までの 3 事業年度）（以下、本 II.において、「対象期間」という。）です。なお、下記（2）②の ESOP 信託の継続を行う場合は、以降の 3 事業年度を新たな対象期間といたします。

(2) 信託期間

①延長後の信託期間

2023 年 8 月 1 日から 2026 年 7 月 31 日（予定）までの約 3 年間です。

②ESOP 信託の継続

信託期間の満了時において、信託契約の変更および追加信託を行うことにより ESOP 信託を継続することがあります。その場合、信託期間を更に 3 年間延長し、当社は延長された信託期間ごとに、信託金の上限額の範囲内で信託金の追加拠出を行い、引き続き延長された信託期間中、ESOP 信託対象者に対するポイントの付与および当社株式等の交付等を継続します。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（ESOP 信託対象者に付与されたポイントに相当する当社株式等で交付等が未了であるものを除きます。）および金銭（以下、本 II.において、「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、信託金の上限額の範囲内とします。

③ESOP 信託終了時の取扱い

ESOP 信託を継続せず、信託期間の満了時に ESOP 信託を終了するに際し、受益者要件を満たす可能性のある ESOP 信託対象者が在任している場合には、それ以降、ESOP 信託対象者に対するポイントの付与は行われませんが、当該 ESOP 信託対象者が退任し、当該 ESOP 信託対象者に対する当社株式等の交付等が完了するまで、ESOP 信託の信託期間を延長させることがあります。

(3) ESOP 信託対象者に交付等が行われる当社株式等

ESOP 信託対象者には、信託期間中の毎年一定の時期にポイントが付与されます。付与されるポイント数は、役員に基づく基準ポイントに、毎事業年度における業績目標値の達成度に基づく業績連動係数^(※4)を乗じて算定します。

ESOP 信託対象者の退任時（当該対象者が死亡した場合は死亡時）に、ポイントの累積値（以下、本 II.において、「累積ポイント数」という。）に応じて当社株式等の交付等が行われます。なお、1 ポイントあたりの株式数は、当社普通株式 1 株とします^(※5)。

(※4) 業績連動係数は、業績目標の達成度等に応じて役員毎に 0~200%の範囲で変動します。業績目標の達成度等を評価する指標は、連結 ROE、連結 EPS、CO₂排出量、従業員エンゲージメント等とします。

(※5) 当社株式について信託期間中に株式分割・株式併合等が生じた場合には、当社株式の分割比率・併合比率等に応じて、1 ポイントあたりの当社株式数を調整します。

(4) 当社株式等の交付等の方法

受益者要件を満たした ESOP 信託対象者は、累積ポイント数の一定の割合に相当する当社株式（単元未満株式については切り上げ）の交付を受け、残りの株式交付ポイント数（上記（3）に従い付与されたポイント数をいう。以下、本 II.において同じ。）に相当する当社株式について

は、ESOP 信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

※ 信託期間中に受益者要件を満たす ESOP 信託対象者が死亡した場合には、当該時点における株式交付ポイント数に相当する当社株式について、その全てを ESOP 信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭を当該 ESOP 信託対象者の相続人が給付を受けるものとします。

(5) ESOP 信託に拠出される信託金の上限額

対象期間（3 事業年度）における ESOP 信託対象者への報酬として、当社は 600 百万円、対象子会社は 1,800 百万円を上限とする金員を拠出します。

信託金には、本信託による株式取得資金のほか信託報酬および信託費用が含まれます。

(6) ESOP 信託対象者に付与されるポイントの上限数

ESOP 信託から上記（4）により ESOP 信託対象者に付与されるポイントの数の上限は、1 事業年度あたり当社は 40,000 ポイント、対象子会社は 120,000 ポイントとします。そのため、ESOP 信託が取得する当社普通株式の総数は、1 事業年度当たりの付与ポイント数の上限に延長後の信託期間の年数である 3 を乗じた数に相当する株式数（当社は 120,000 株、対象子会社は 360,000 株）が上限となります^(※6)。

(※6) 当社は、2023 年 11 月 30 日開催の取締役会において、2024 年 2 月 29 日を基準日、2024 年 3 月 1 日を効力発生日として、当社普通株式 1 株につき 3 株の割合をもって株式分割を行うことを決議いたしました。上記に記載のポイントおよび株式数の上限数は、当該株式分割の効力発生日において、1 事業年度あたり当社は 120,000 ポイント、対象子会社は 360,000 ポイントと読み替え、ESOP 信託が取得する当社株式の総数は、信託期間ごとに当社は 360,000 株、対象子会社は 1,080,000 株と読み替えるものとします。

(7) ESOP 信託による当社株式の取得方法

ESOP 信託による当社株式の取得は、上記（5）の株式取得資金および（6）の交付等株式数の上限の範囲内で、株式市場からの取得を予定しています。

なお、延長後の信託期間の満了時において、信託契約の変更および追加信託を行うことにより、再度本信託を継続する場合には、株式の追加取得を行う際、当社（新株発行または自己株式処分）から取得する可能性があります。

(8) ESOP 信託内の当社株式に関する議決権

ESOP 信託内の当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権は行使しないものとします。

(9) ESOP 信託内の当社株式にかかる配当金の取扱い

ESOP 信託内の当社株式にかかる配当は、ESOP 信託が受領し、ESOP 信託の信託報酬および信託費用に充当されます。

(10) 信託期間満了時の残余株式および配当金の残余の取扱い

信託期間の満了時に生じた残余株式は、本業績連動型株式報酬制度またはこれと同種の株式報酬制度として ESOP 信託を継続する場合には、ESOP 信託対象者に対する交付の対象になります。信託期間の満了により ESOP 信託を終了する場合には、株主への還元策として、ESOP 信託は当社に当該残余株式を無償譲渡し、当社はこれを取締役会決議により消却する予定です。

また、信託期間の満了時に生じた ESOP 信託内の当社株式に係る配当金の残余は、ESOP 信託を継続する場合には株式取得資金として活用されますが、信託期間の満了により ESOP 信託を終了する場合には、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で当社に帰属し、信託費用準備金を超過する部分については、当社および ESOP 信託対象者と利害関係のない団体への寄附を行う予定です。

(ご参考)

【信託契約の内容】

- | | |
|-------------|--|
| ① 信託の種類 | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託） |
| ② 信託の目的 | 当社および当社グループ会社と雇用関係にある執行役員に対するインセンティブ付与 |
| ③ 委託者 | 当社 |
| ④ 受託者 | 三菱UFJ信託銀行株式会社
（共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社） |
| ⑤ 受益者 | ESOP 信託対象者のうち受益者要件を満たした者 |
| ⑥ 信託管理人 | 当社と利害関係のない第三者（公認会計士） |
| ⑦ 信託契約日 | 2019年7月9日（2023年7月19日に信託期間の延長に関する覚書を締結） |
| ⑧ 延長後の信託の期間 | 2023年8月1日～2026年7月末 |
| ⑨ 議決権行使 | 行使しない |
| ⑩ 取得株式の種類 | 当社普通株式 |
| ⑪ 追加信託金の金額 | 271百万円（予定）（信託報酬・信託費用を含みます。） |
| ⑫ 株式の取得時期 | 2023年12月6日（予定）～2024年1月5日（予定） |
| ⑬ 株式の取得方法 | 株式市場から取得 |
| ⑭ 帰属権利者 | 当社 |
| ⑮ 残余財産 | 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。 |

以上